

京都市交通局管理規程第31号

京都市乗合自動車乗車細則の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車乗車細則の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車細則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「車掌，運転士」を「運転士」に改める。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)